台東区生涯学習センター
交流スペース 団体利用
利用案内

【令和８年度版】

目次

Ⅰ. 交流スペース（団体利用）の概要と利用条件
Ⅱ. 申し込みから利用までの手順

Ⅰ. 交流スペース（団体利用）の概要と利用条件

1. 交流スペースにおける団体利用とは

社会教育関係団体等の皆さまが社会教育活動の成果等の発表や日頃の活動を行う場所として、台東区生涯学習センター1 階アトリウム・交流スペース内の一部を団体利用することができます。

2. 利用対象者

交流スペース（団体利用）の利用対象者は、次のとおりです。

1）教育委員会に登録のある社会教育関係団体
2）生涯学習課事業から発足した団体
3）任意団体（代表者が区内在住、在勤又は在学者であり、構成員の5割以上が区内在住、在勤、または在学者である、2人以上の団体）

3. 利用できる活動

団体の PR や会員募集のためのイベント、ワークショップ、ミニ発表会などに加えて、日頃の活動（例：英会話などの語学、俳句・川柳、絵本の読み聞かせ、手品、囲碁・将棋、手工芸）等にご利用ください。なお、利用できる活動は、P3「**5. 利用に関する禁止事項等について**」に該当しない活動に限ります。

※団体内での打合せ等は、通常の交流スペースと同様に、空いていれば予約なしでも利用できます。打合せ等の用途で予約することも可能です。

4. 利用できる日時・時間帯

学習館休館日（第 1・3・5月曜日、年末年始）を除く、生涯学習センター開館日の下記3区分のうち、1区分から利用できます。

① 10時～12時
② 12時30分～14時30分
③ 15 時～17 時

※ 上記時間には、準備・片付け等を含みます。
※ 1 区分につき、1 団体のみの利用となります（先着）。
※ 区主催の事業等で交流スペースの利用予定がある期間は、区主催の事業等での利用を優先いたします。ご了承ください。

5. 利用回数・利用方法

同一団体による利用は、原則月4区分までとします。利用にあたっては、利用申請書（第 1 号様式-1）と利用企画書（第 1 号様式-2）の提出が必要となります。詳しくは P2「**Ⅱ. 申し込みから利用までの手順**」をご確認ください。

6. 利用可能な場所

交流スペース内で団体が利用できる場所は、下記のとおりです。





7. 利用可能な貸出備品

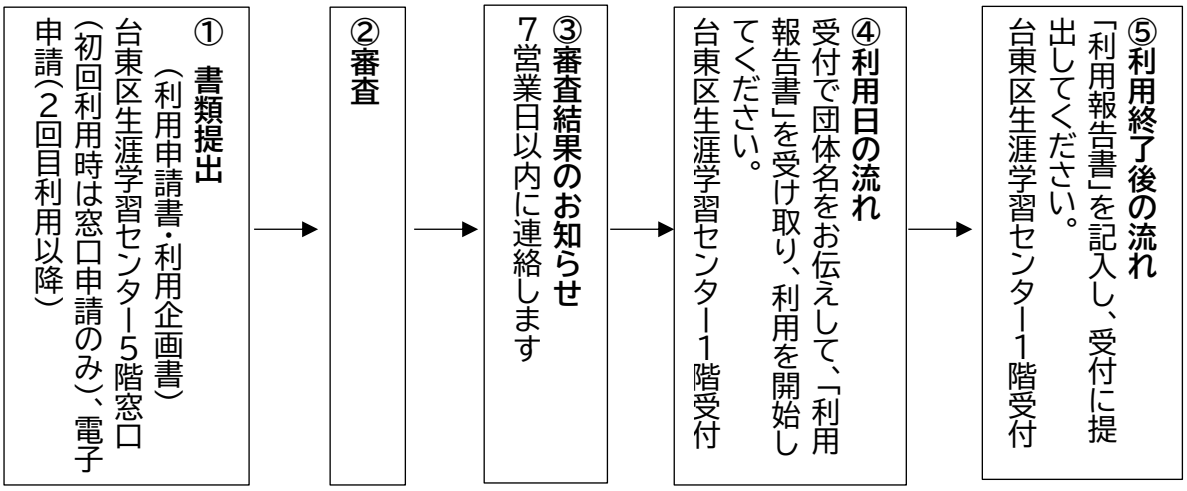
交流スペース内で貸出できる備品は、原則机 4 台、椅子16脚までとなります。

※ 電源を利用する場合は、ご相談ください。

8. 使用料

使用料は無料です。

Ⅱ. 申し込みから利用までの手順



1. 申請期間

利用を希望する団体は、利用日の **2 か月前から 7 日前（土日祝日を除く）まで**に、生涯学習課（台東区生涯学習センター5 階）に申請してください。（平日 9 時～17 時）

2 回目以降は、電子申請からでも申請できます。申請書類受領後、台東区生涯学習課が審査を行い、7 営業日以内に審査結果をお知らせいたします。

※申請後に取消・変更をする場合は、下記までご連絡ください。

生涯学習課　社会教育担当　交流スペース（団体利用）担当
電話：03-5246-5821（平日：9 時～17 時）

電子申請はこちらから

2. 提出書類

利用を希望する団体は、次の書類を台東区生涯学習センター5 階窓口へ提出して承認を受けてください。

□ 使用申請書（第1号様式-1）

□ 使用企画書（第1号様式-2）

※ 窓口で申請する場合、社会教育関係団体は上記提出書類と合わせて登録証もご提示ください。

3. 広報について

・写真・動画撮影をする際には、他の利用者の迷惑にならないようご配慮ください。また、SNS 等で活動情報を公開される際は、施設利用者の肖像権に十分に配慮してください。

・「学びの掲示板」では、生涯学習情報コーナー（交流スペースに隣接）でのポスター掲示、デジタルサイネージ（電子掲示板）での掲示と、2つの媒体で団体・サークル活動の PR ができます。

「学びの掲示版」については右記の台東区ホームページをご参照ください。

台東区ホームページ
「学びの掲示版」

4. 利用に関する禁止事項等について

・審査・承認の可否の判断は、生涯学習課長が行います。
・生涯学習センター職員の指示に従って頂けない場合は、利用をお断りします。
・利用内容が以下のいずれかに該当する場合は、承認を取り消す場合があります。

以下のような内容の利用はできません

・営利を目的とした活動
　（例）勧誘行為、物品販売、あっせん受注等
・楽器演奏や大声を出す活動（演説など）
※ただし、図書館休館日（第 3 木曜日）であれば、音出しを認める場合もあります（アンプ、金管楽器、太鼓等を除く）。音出しをする場合は、ご相談ください。
・政治的活動または宗教的活動を目的とした活動
・人権侵害を意図するなど、公序良俗に反する活動
・公の秩序や善良な風俗を乱すおそれのある活動
・来館者に不快感を与えたり、心身に危害を及ぼしたりするおそれのある活動
　（例）暴力的、差別を助長、過激な性的表現等
・施設・設備・備品を破損・汚損するおそれのある活動
・火気の使用、危険物を使用する活動、発火しやすい物質を使用する活動

以下の場合、利用することはできません

・利用目的または利用条件に違反したとき
・申請内容に虚偽があったとき
・管理運営上支障があると認めたとき

5. 職員の立ち会い

管理上の必要から、職員が利用時に立ち会う場合があります。

6. 自然災害等による臨時休館

地震等で臨時休館となる場合があります。予めご了承ください。

7. 原状回復・損害責任

・利用を終了したとき、または承認取消となったときは直ちに原状に回復してください。
・施設・施設内の備品を損傷し、または減失したときは、損害を賠償していただく場合があります。
・活動中の事故等、トラブルについて、区は一切の責任を負いません。

交流スペースの団体利用に関するご質問は、下記担当までご連絡ください。

生涯学習課　社会教育担当　交流スペース（団体利用）担当
電話：03-5246-5821（平日：9 時～17 時）